

タイトル	学校運動部活動を教育に位置付けた文部省の意図： 明治初期からの戦前と戦後の史的背景から
著者	永谷，稔； Nagatani, Minoru
引用	北海学園大学大学院経営学研究科 研究論集(15)： 9-15
発行日	2017-03

学校運動部活動を教育に位置付けた文部省の意図

— 明治初期からの戦前と戦後の史的背景から —

永 谷 稔

1. はじめに

近年の学校運動部活動は、顧問教員の過重労働や行き過ぎた指導を巡るトラブルの発生など多くの問題課題を呈している。2013年のOECD国際教員指導環境調査によると、日本の教員の労働時間が加盟国34ヶ国中最も長く、その要因として課外活動指導に多くの時間が割かれていることが明らかとなっている。また、そうした労働時間の緩和や指導力不足を補う手段として、外部指導者制度の導入が盛んになっている。東京都や大阪市のように行政が組織的に導入を図る場合だけでなく、個々の学校単位で対応するケースも増えてきている。しかしながら、スポーツクラブや習い事のように費用がかからず且つ学校施設で実施出来、教員中心による指導を受けられることは保護者にとっては非常に安心感をもたらすものである。2016年の朝日新聞社によるデジタルアンケートによると、中学生自身と教員は、勝利や好成績・技術の向上について学校運動部活動に期待・重視することとする一方で、中学生の親は、心身の成長や仲間づくり達成感や充実感について学校運動部活動に期待・重視することとしている。

近年では行き過ぎた指導と称した体罰に起因すると思われる事案も表面化し、事件としての報道や、顧問になりたくない教員らによるネット上でのやりとりが横行したり、先述の過重労働問題を外部指導者制度導入によってすり替えるなどして、教員としての権利を主張したり、情報化社会と相まって学校運動部活動があたかも“ブラック企業”のように扱われ、学校教育機関で実施する活動のひとつであるにかかわらず、本末転倒な議論となっている。学校教育法には、体罰の禁止が明記されており、自明であって、説明の余地もない。学校運動部活動の指導が行き過ぎると体罰になってしまうという説明自体おかしいのであって、本来であれば、学校運動部活動における適切な指導や教育とはどのようなことであるかを議論の俎上に上げなければならない。

ともあれ、そもそも学校に運動部活動が位置付けられることとなった理由について、もはや当たり前のこととして扱われ、疑問に持つ教員は多くはない。学校で行う

活動である以上、教育的配慮がなされなければならないのではあるが、学校で教員が生徒に教科指導を行うのと同様に学校運動部活動指導も行われているだけである。ただ、教科指導は正課内活動である一方、学校運動部活動指導は正課外活動（注：本研究では運動部活動を扱うため敢えて学校運動部活動としているが、文化部も同様である。）であり、時間割の範囲内かそうでないかの違いである。運動会や体育祭、文化祭や学習発表会といった特別活動も課外活動ではあるものの、年間を通して実施される活動ではなく、一時的、時期的に担任教員を中心に指導・実施されるものである。部活動は、定期的にそして年間あるいは中学や高等学校の3年間を通じて担任以外の教員を中心に指導・実施されるため、同じ正課外活動でも、教員の負担感を感じやすいのかも知れない。

そこで、本研究では、学校運動部活動がなぜ教育活動として位置付けられるようになったのか、その創成期である明治期以降から戦前まで、また戦後以降の史的背景や変化を明らかにするものである。特に、文部省の意図及び行政の方向性などから、学校運動部活動が教育活動に位置付けられるようになった理由を明らかにするものである。

2. 先行研究

中澤（2011）は、なぜ教師は学校運動部活動へ積極的にかかわり続けるのかという問いに対して、スポーツが学校教育活動の一環として編成され続け、他国にはない日本特長的関係となっているとし、注目すべき点として顧問教師が教育を追求するからこそ学校運動部活動が成立し続けている可能性であると考察している。神谷（2009）は、教育的学校運動部活動論について言及し、その論理が主張された経緯、城丸章夫の学校運動部活動の機能としての自治集団活動、中村敏雄の教科・体育の発展学習としての学校運動部活動を検証して、教育的学校運動部活動を提唱している。また、内海（1998）は、学校運動部活動改革として、戦後学校運動部活動の特質を封建制の温存や競技力向上、勝利至上主義、管理主義や能力主義として、生徒主体の学校運動部活動を実施すべ

きであると提唱している。さらに、久保(1997)はわが国の学校教育における学校運動部活動は、教育課程外活動として扱ってきたことを二重構造であると指摘している。

これらは、主に戦後以降を扱っており、いわゆる新制学校制度以降を対象としている。また、部活動が学校教育活動の一環として実施されていることは、前提としているものの、教師と生徒のかかわりであったり、教科体育や教育活動としての部活動を論じるものであったり、そもそもなぜ教育活動として位置付け、学校教育下で実施されているかという点について深く言及していない。明治時代の創成期から戦前および戦時下における部活動の研究については、明治前半期の高等教育機関における運動部活動について蓄積がある程度なされているが、明治後半期以降の中等教育機関における運動部活動については、決して多くない。まして、部活動がなぜ学校教育に位置付けられることとなったかどうかを明らかにする記述はほとんどない。

ただし、戦前と戦後で学校運動部活動との関係性で共通した特徴的な論じられ方は、次のような論調である。敗戦により戦前の官僚統制や軍国主義教育が排除され、アメリカ連合国軍総司令部いわゆるGHQの指導により、学校運動部活動については対外試合が廃止された。また、健康や学習に配慮する姿勢を前面に打ち出すこととなった。こうしたGHQの指導による影響が大きく、教育的活動を余儀なくされたといった論調である。これらは紛れもない事実であろうが、GHQが運動部活動を教育活動として位置付けたのではなく、戦前より大学で運動部活動が発祥し、多くの大学でも運動部活動が設立されると、高等師範学校でも設立されるようになり、その卒業生が全国に中等教育機関が普及されるにしたがって、教師が学校で運動部活動も普及させているのである。高等師範学校に部活動を設立したのは、当時の校長であった嘉納治五郎である。嘉納治五郎は、高等師範学校の学生に対して、教師は一教科のみを教えるのみでなく、知徳体が一体となっていなければならないと説き、部活動を積極的に推進している。知徳体は現在教育でも基本的な考え方として捉えられているように、ここに部活動が教育である所以とされる(永谷2016)。

学校運動部活動の発祥は明治初期の大学であり、高等師範学校で部活動が設立されたのは明治中期である。さらに、中等教育機関へ普及されていくのは明治後期である。大正年代は、大正デモクラシーの風潮などもありスポーツが大衆化し、全国選抜中等学校野球大会の開催や学校間の対抗戦が開催されるなど学校運動部活動が盛んに行われるようになった。しかし、昭和初期の日中戦争の戦時下において、部活動は学校報国団としての活動を余儀なくされ、次々と部活動としての活動は廃止・停止さ

れてしまうのである。そして日露戦争、第1次世界大戦を経て、第2次世界大戦後に至るのであるが、戦後GHQの指導による部活動への活動内容は先述の通りである。戦後は新たに制定された教育基本法ならびに学習指導要領により、選択科目の自由研究としてクラブ活動が導入されるが、正課外活動との並行乱立が起こり、自由研究から特別教育活動へ変遷し、その後必修クラブなどへ位置付けが変わりながら、現在の位置付けである正課外活動となったのである。戦後GHQの指導の下、正課外活動の位置付け化がなされたわけではなく、そもそも学制が公布された明治初期旧制学校制度時代より課外活動は校友会等と称し、盛んに行われていた記録もあり、競技性が高まったり、学生の勢力が強くなり当局との混乱を避けるようになったり、学業に支障が出るとのことで文部省が活動を抑制や規制することさえあった。

このように、学校運動部活動は、戦前と戦後、GHQを起因とした活動内容や位置付けの変化がもたらされたかに思われるものの、GHQが指導したことは専ら対外試合の禁止であり、学校における部活動を抑制や規制することはしていない。むしろ学校を所轄する文部省が競技化していく部活動を規制し、教育活動化している。こうした文部省の部活動に対する考え方や意図を明らかにすることは、なぜ学校に位置付けられ、教育活動として行われることになっているのかという疑問の回答となるものである。文部省は現在文部科学省として名称が変わっているが、教育行政を取り扱うことには変わりなく、スポーツ庁が発足し、学校体育や学校運動部活動を担当することとなったとはいえ、現在学校で運動部活動が実施されている以上、学校運動部活動は教育的活動という位置付けであり、様々な問題や課題の対処を考える時、それが位置付けられた所以や理由を無視して論じることは非常に軽々である。したがって、本研究では、なぜ文部省が学校運動部活動を学校の教育活動として位置付けていくのかという点に注目し、明治からの戦前と戦後の史的背景や変化から明らかにするものである。

3. 研究方法

本研究では、学校運動部活動が教育に位置付けられていることについて、その所管官庁である文部省が教育行政とくに、体育・スポーツについてどのようにマネジメントしてきたか、明治以降の戦前と戦後の史的背景や変化から明らかにするものである。

時期設定について、戦前とは、戦争勃発前の短期的または長期的な期間を指す語や概念として、戦争を境にして政治体制(場合によっては国家まで)が新しく作り直され、価値観まで変化するものであるが、日本においては、一般的には、昭和16(1941)年に始まる太平洋戦争

以前の時代を指すものと考えられる。本研究においてもその考え方を支持するものである。また、戦前と戦後の文部省と学校運動部活動の位置付けを明らかにすることから、明治維新後日本で初めて近代的学校制度を定めた明治5（1872）年学制公布以降から、第2次世界大戦が終了する昭和20（1945）年までを戦前とし、戦後は第2次世界大戦が終了以降とした。

主に、文献、資料、先行研究から史的背景とその変化を整理、明らかにし、学校運動部活動の位置付けや文部省の考え方やその意図について、明治以降の戦前と戦後現在に至る背景や変化を明らかにするものである。

4. 文部省の教育および学校運動部活動に対する考えや位置付け

4-1. 明治維新・学制公布後の文部省と学校運動部活動

明治維新後においては、近代国家建設の基礎として、国民一般の教育が重要視された。そこで、文部省が創設され、全国規模における公的な教育制度の立案を行い、欧米学校制度に関する法規や文献を調査しながら、学校制度の起草を進め、明治5（1872）年8月我が国初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されることとなった。その後、明治12（1879）年「教育令」によって改正され教育制度の定着を試み、さらに明治19（1886）年初代文部大臣森有礼による「学校令」制定によって、初等・中等・高等の学校種別が規定された。当時森有礼の考えは、「教育の中に強力な国家目的を貫徹させなければならない」として、師範教育の改革を最も重視していた。初代内閣総理大臣伊藤博文や元田永孚のような、教育において家族主義的社会秩序や儒教原理を利用する立場とは大きく異なっている。森有礼は順良・信愛・威重の三気質が重要とし、それを達成するために師範学校令第一条に謳われたように、兵式体操をもって学校教育の背骨にしようと意図していた。また、体操科を陸軍省の所管として武官による兵式体操を実施させようとも構想していたが、強兵の育成にあったことを否定できず、実現には至らなかった。

森有礼は明治22（1889）年2月に奇しくも「大日本帝国憲法」公布日に国粋主義者に刺され翌日死去したが、次第に体系的整備がなされ、明治30（1897～）年代までにはいわゆる旧制学校の基本型が成立することとなり、「学制」公布以降約40年を経てようやく定着をみることとなった。しかしながら、明治期以降、第2次世界大戦における敗戦に至るまで実際の文部省の中央省庁における他行政への行政的指揮権は、他省のそれと比較して一段低いものであったとも評価される。なぜならば、文部省は国内他行政の政策形成を左右するほどに予算編成権を掌握しておらず、所管行政もまた広くなかったからで

ある。そのため、教育行政の観点から、戦後文部大臣となった田中耕太郎は、教育権を司法権・行政権・立法権の国家三権と並ぶ「第四権」に据えようと強くその改革を主張した。このように、文部省の行政権限の強弱性が矛盾する形で指摘される要因は、国内政策全般を中央省庁の中心にあって指揮した内務省と対比しながら、内閣全体にあって文部省がどのような政治的選択を行ってきたかの分析が軽視されてきたからだと考える。

内務省が所管する行政範囲は、社会福祉、土木建築、宗教、治安等と広く、個別具体的な政策ごとの分析には多くの研究があるものの、「そもそも従来内務省あるいは内務官僚の全体像に関する研究は、対象の大きさゆえか存在しない」と指摘されるように、内務省が他省庁行政に対してどのような政策的関与をしようとしていたのかを一体的に十分に検討することはこれまでなされていない。このことについて、梅本は、内務省が教育行政に強く関与できた理由として、地方行政に対する人事権と、地方行政を管理する財政権にあったとして指摘している（梅本2011）。文部省は、省令や指導権などにおいて地方教育行政に通達を発することはできたものの、文部省の教育行政権は地方行政に影響を及ぼすものではなく、地方行政のトップである知事の人事権は内務省に存在するため、文部省は「教育権の独立」を意図し、内務省支配から脱却を目指していたことも明らかにしている（梅本2013）。このように、文部省は内務省によって事実上支配下に置かれており、当時の日本の教育行政は実質的には内務省が主導していたといえる。

明治期におけるほとんどの中学校は、現在でいう部活動である校友会（注：そのほか学友会、運動会、体育会などが多様な名称が見られる）等と称される組織が設けられていた。文部省が規定した公的なカリキュラムではないが、中学校生活において重要な位置を占めていた組織であり、多くの場合、運動部と学芸部で構成されていた（安東2009）。特に明治19（1886）年以降は、一府県に複数の中学校設置が奨励され、飛躍的に中学校数が増加している。明治初期に設立されている中学校の場合は、多くは生徒が中心となって設立されており、明治20年代後半以降では、中学校創設と同時に設立されることも多かったが、各府県で2校目以降の中学校については、最初に創設された学校を参考に設置する例が多く、校友会規定を概観すると、あくまで心身の発達であったり、会員相互の親睦、智徳体の幫助といった目的で設置されている。しかしながら、あくまで表向きの設立目的であったとする見方もある。それは、活動に対して費用が嵩むことに対する父兄の不満に対して組織性や効率性の証として設置したり、団体同士や同窓生との無用なトラブルを避けようと学校管理下に置くこととなったり、学校側の力を強くし、生徒を全員参加させ、生徒の活動を学校

の管理下に置くことが大きな目的であった例は少なくないともいう(安東 2009)。

この期の文部省は学科課程に注力しており、学校行事を除き課外活動の殆どを学校現場の教師に任せていた。校友会活動を規制も奨励もしなかった。校友会活動は学校制度上に位置づけられることはなく、あくまで、実態上定着していくこととなる(渡辺 1997)。学校運動部活動が学校教育のひとつとされながらも、教育課程外の学校教育として扱う仕組みが既に始まっているのである。

4-2. 軍国化・軍事体制下の文部省と学校運動部活動

大正期に入ると、大正デモクラシーと呼ばれるように、大衆化や自由化が進みつつある時代風潮であった。明治時代までは帝国大学のみだった大学数が急増していったこと、明治時代までは専門学校扱いであった私立大学が大学令により認可されて、高等教育が普及したこと、そして、当時はまだ義務教育のみの小学校卒業の学歴が大半であり、大学生はエリートであったが、都市部を中心に大学を卒業したインテリ層が増加してサラリーマン層が誕生したことなど、学歴社会や企業社会の基礎となる高学歴化や都市化が進展した。

また、大正9(1920)年は、日本の体育・スポーツにとって大きな曲がり角な時期であった。明治神宮大会(現在の国民体育大会)開催を巡り、文部省と内務省その取り扱いについて両省が衝突している。そもそも内務省は広範で強力な権限を持った官庁であり、地方行政から国土整備、宗教や警察、消防も管轄していた。そして、国民の健康増進も重要な役割として衛生局がこれを担当していた。さらに衛生局は、病気の予防などと同時に国民の体位向上やスポーツ行政も管轄していた。こうした内務省が、明治神宮外苑競技場の完成を記念した明治神宮競技大会を大正13(1924)年10月に開催することを決めたのである。

しかし、その決定の裏側には、文部省との縄張り争い、対立構図があったことは明白で、内務省衛生局長であった山田準太郎が、「明治神宮競技大会においては“学生以外の全国各地の青年団等から適当な方法で選手を選ぶ”」と発言している(後藤 2013)ように、当時のトップ競技スポーツは学生が多くを占めており、学生を外すことによる競技性の低下は明らかである。学生を外すことは他ならぬ、学生スポーツを管轄する文部省への敵対性を表すことであった。

文部省がちょうど同年大正13(1924)11月に対抗措置として体育デーを開催していることが何よりも結果であり、最終的に明治神宮大会へ学生が選ばれることになったとはいえ、禍根を残すことになったのは間違いない。しかし、これらの対立は、スポーツや運動、競技に対する振興方法の対立を含むものであり、単なる権限争

いであったとは言えない。帝国学校衛生会(現在の日本学校保健会)からの稟請の形式を取り、文部省はあくまでこれに協力するという立場としたと推察されている(後藤 2013)ように、あくまで文部省の教育としての体育的活動と内務省の体位向上、健康増進的活動といった思想的な対立であると考えられる。

前述にもあるように、文部省は明治期以降第2次世界大戦終戦に至るまで、中央省庁における行政的指揮権が他省庁に比べて一段低いものであったとされ、また国内他行政の政策形成を左右するほどの予算編成権を掌握していなかった。したがって、内務省が実施しようとしていた明治神宮競技大会において、学生スポーツを排除しようとしたことは、文部省にとっては理不尽であり、対抗措置とも取れる体育デーの開催は、まさにそのものである。結果的に双方折り合う形を取っていることから、単なる権限争いではなく、文部省には教育として体育・スポーツの振興を図ろうとしている明確な意図が汲み取れる。

しかしながら、こうした大衆化自由化の流れに逆行するように、第1次世界大戦の影響もあり、学校教育活動にも軍国主義的基盤が整備されていくこととなる。大正14(1925)年には治安維持法が制定され、次第に自由主義的な潮流が弾圧されるようになった。教育現場においても、明治初期森有礼初代文部大臣が推奨した、かつての兵式体操が再導入されるようになり、学校運動部活動も鍛錬効果がある活動として捉えられ、また地区大会や全国大会の開催も盛んとなったことから、学校運動部(校友会)も、若干違う思惑を持ちながら隆盛していくこととなる。

昭和6(1931)年の中学校令施行規則の改正で、文部省は初めて教育課程外の校友会を学校教育として認知するが、特設された自由研究(注:学科課程外に設定された毎週2時間以内の生徒の性能、趣味、境遇、志望に応じた生徒の自発的研究の時間のこと)は、「これまで部活動の奨励にそれほど積極的でなかった文部当局の方針・態度の画期的な転換」であり「それまで停滞していた文科系部活動がいくらか活発化するのに役立った」とされる(仁木 2010)。

昭和13(1938)年には、国家総動員法が発令され、学校内における軍事教練が強化される。昭和15(1940)年には、文部省から「学校報国団ノ組織ニ関スル要綱」が出され、ほとんどの学校で部活動(当時一般的総称の校友会)は学校報国団に改組された。特に運動部の多くは大会の中止などもあり、競技的要素は薄められ鍛錬部と変化し、武道・戦闘能力の増加に役に立つような国防的競技に重点が置かれることとなった。このことは、部活動の「愛国心・忠君愛国の精神・国威高揚・国家への帰属意識・心身の鍛錬と軍事教練・皇国民の基礎的修練」

等の教育的効果の側面を切り取って、戦時戦力としての学校報国団を組織している。

4-3. 戦後の文部省と学校運動部活動

昭和20(1945)年8月15日に日本は終戦を迎え、その後、アメリカが日本を占領したとき、すでに軍国主義一掃の方策はまとまっており、解体すべき省庁のリストはできていた。文部省は当然候補に上がっており、軍国主義教育の根幹であると捉えられていた。しかしながら、文部省は解体されず、存続したことには戦後の教育行政の決定的な方針の転換があった。それは、終戦の3日後、東久邇内閣の文部大臣に就任した前田多門のいち早い政策にあった(黒田1980)。まずは、軍国主義の払拭である。墨塗り教科書もその改革のひとつである。アメリカ側に占領行政の態勢ができて、教育における軍国主義一掃の指示が出てくるのは10月になってからである。その指示が出る前に、文部省は軍国主義一掃の基本的な方針転換を終えていた。アメリカ側はこの文部省のいち早い方針の転換を、先手を打って文部省存続を画策していると疑っていたようであるが、前田は終戦(敗戦)を受け、いち早く軍国主義から脱却しなければならないと純粋に実行に移してただけだ(黒田1980)という。文部省は、中央集権的な組織から地方自治に転換する方式を取り、中央に統括する文部省、地方には地方自治組織という形であったため、文部省は権限縮小したものの存続することができた。

日本がポツダム宣言受諾以来、アメリカ中心の日本占領計画の最大の目的は、日本が再びアメリカや世界の脅威となり、平和や安全を脅かすことがないように、軍事力の解体と教育の非軍事化が根底にあった。ダグラス・マッカーサー率いるGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の指導のもと、CIE(民間情報教育局)教育課が整備され、教育に関する整備を担当したが、当初は組織の整備が進んでおらず、体育担当官も配備されていなかった。翌年の昭和21(1946)年1月に「教育使節団」は準備段階で、日本教育における体育の比重の大きさに気付いた(松田他2015)と言われている。そして、精力的に日本の学校視察やヒアリング調査懇談を経て完成したものが、CIE「日本の教育」であり、これを補足するものが「日本の体育」である(草深1996)。

しかしながら、不思議なことに、GHQも学校における武道の禁止を指令はしたが、部活動に関しては全く触れておらず、第1次アメリカ教育使節団報告書も第2次アメリカ教育使節団報告書にも、部活動については全く触れていない。渡辺は、この点に関しGHQもアメリカ教育使節団も部活動の諸問題を的確に把握できる能力を持つスタッフが少なく、CIEの将校の多くは大学を出ていないために、部活動の教育的機能の重要性の認識を欠

いてしまい、とりわけ部活動の負の面について見落とししてしまったのではあるまいか(渡辺2000)と推測している。もし、軍事体制下における部活動の学校報国団化について、非軍事化に伴う方向性や、何らかの指示や指導が実施されていれば、現在の学校運動部活動の位置付けが、曖昧になることはなかったものと考ええる。

こうして、戦後日本の体育・スポーツが直ちに再出発できた背景には、GHQの教育に対する考え方と文部省の方針転換が合致した結果である。ただし、GHQは日本の体育・スポーツに対して、競技主義、一般国民に対するスポーツの普及、団体・行政の中央集権主義的官僚統制の3つを欠点として指摘しているように、こうした指摘から文部省は「対外競技の基準」に関しては、昭和21(1946)年に通達された「学校校友会運動部の組織運営に関する件」(文部省1946)では、学校運動部活動での戦前の軍事目的の統制が撤去され「課外運動としての校友会運動部の適正な組織運営は民主主義的体育振興の原動力」としてその機能が期待された。文部省は続いて昭和23(1948)年「学徒の対外試合について」(文部省1948)を通達している。したがって、戦後直後から約2年間は、少なくとも体育・スポーツの「自主的・民主的」実践はなされていなかったといえる(梅垣1997)。

確かに、戦後直後のGHQによる指導下においては、文部省ははじめ日本の主張が押し通る状況下ではないものの、体育・スポーツの日本とアメリカの理解や解釈の相違は大きいものであったと推察できる。教育を非軍事化していく上では、これまで実践してきた文部省の学校における体育・スポーツ活動は、アメリカにとっては軍事化を継続するものと捉えられかねず、学校教育におけるスポーツ実践については、あくまで教育的であり、スポーツマンシップの醸成や民主主義的態度の形成になるものでなければならなかった。その結果、大谷が結果的に現場では具体的な指導の方法論が育たず、「ただスポーツをすればよい」といった「スポーツおぶさり論」が生じることになった(草深1987)、(内海1996)と指摘するように、具体的な方法論を成熟させられないまま、体育や部活動の存続を維持することとなった。

また、こうした戦後の日本教育改革の実践については、アメリカ第8軍司令部の下で第1軍団(西日本統括)と第9軍団(東日本統括)による折半東西統括体制による指導が行われていた。しかし、その2つの軍政部指導の度合いは異なった状況であったとされる(武藤1993)。第1軍団が統括する西日本では教育担当官の強い監督指導の下に3原則(教育行政の民主化、地方分権、一般行政からの独立)の実施は行われた。それに対して、関東、東北など東日本を統括する第9軍団軍政部の指導は3原則の実施による高校統廃合を行うことに積極的ではなかったという。これにより、西日本では男女共学校、東

日本では男女別学校が多いように、指導度合いの違いが明確となる結果として表れている。また、スポーツや競技においても多大な影響を与えている。例えば野球においては、いわゆる全国高等学校野球選手権大会（夏の甲子園高校野球）は、文部省が野球統制令を発令していたにも関わらず、戦後直ぐ統制は解除され、GHQが夏の大会のみではあるが許可し再開されている。一方、柔道や剣道の武道については、戦争に加担したとして大会だけでなく学校での授業においても一旦禁止している。他のスポーツについても大きな影響を及ぼしたことが確認されているが、次稿以降にまとめるものとして、本稿においては、留めておくものである。

5. ま と め

本研究では、学校運動部活動を教育に位置付けた文部省の意図について、戦前と戦後の史的背景から明らかにしてきた。戦後の学校運動部活動の位置付け等に関する研究の蓄積は、ある程度なされている。文部省が学校運動部活動を教育に位置付けていることは明確となっているものの、どのような経緯であったか、特に、明治維新以降の戦前から戦後の史的背景を踏まえた上で、一連的、関連的に明らかにされることは無かった。確かに、GHQの指導により学校運動部活動（当時校友会等）の対外試合が規制され、それを機に文部省が教育活動として実施してしまったかと考えられがちである。第2次世界大戦敗戦後、GHQによる統制が非常に厳しく、特に教育について非軍事化と共に民主化を強く掲げていた。しかし、GHQが考える民主化と日本が考える民主化の差異が大きく、文部省は、GHQより先手を打って軍国主義の徹底排除を行ったり、対外試合禁止等の通達をいち早く行うなどに至ったものと考えられる。

こうした行動の理由が、単に文部省の存続を主目的とするものであったり、戦前からの内務省に対する対抗心であったり、どのようなことであったかは、本研究においてはその真意は明らかにすることには至っていないため、あくまで推測に過ぎない。ただ、今日、我が国においてこうして体育、学校教育下においてスポーツが振興普及してきたことは、紛れもなく多大な文部省の功績である。また、学校運動部活動（当時校友会等）は、明治初期より一貫して生徒の自主性を尊重する活動であり、自治活動であった。対外試合に熱心になり、学業が疎かになること、自主性を重んじ自治活動に力が入り、学校当局との対立や校風をめぐる卒業生などのトラブルを生み出す原因として、文部省が教育活動であることを強調し、規制することや学校管理下に置くようになった経緯もある。しかしながら、課外活動としての位置付けであるもののこうして継続されていることは、学校生活に

は不可欠であり、問題課題は多いものの必要な活動であるということは明らかである。

かつて、スポーツが日本に伝搬された頃は、主に大学における一部のエリートの嗜みであった。それが、交流戦対抗戦などの対外試合、大会の開催などを経て、競技スポーツへと変化して行くようになる。ちょうど、内務省が明治神宮競技大会、文部省が体育デーを開催しようとした頃、学生スポーツは全盛であり、旧制中学における校友会等活動も学校数の増加に合わせて同様に興隆している。こうした一部のエリート嗜好であったスポーツは、学校数の増加に伴い、義務教育化から進学率も高まり、国民の就学が普遍化されつつあるなか、大衆化されていったのである。そうした現状に対して、これまで学校の校友会等で実施されている実績に鑑みて、文部省が教育活動として位置づけていったことは、至極自然である。軍隊や警察を抱える内務省にとっては、軍事体制下になりつつあるなか、体位向上の目的が大義名分であったかどうかは計り知れないが、衛生局として体力向上や国民の健康維持にはスポーツは欠かせないとの判断もあったに違いない。

ともあれ、スポーツと体育であったり、スポーツと教育であったり、あるいはスポーツと健康など、どちらにあるべきか、省庁の管轄の違いや意味上の区別を説明するだけでは、現在の学校運動部活動の位置付けを説明することは困難であり、早計である。学校運動部活動でスポーツを実施する以上、それは競技化することはやむを得ない。大会出場すれば勝敗が必ずつきまとうため、勝利を追求することとなる。もちろんレクリエーション的に実施することもあり、すべての学校運動部活動が同じ目的ではない。しかしながら、教育活動下に置かれているからということ、今日横行している体罰のような暴力行為など、何をしてもいいわけではなく、一方、教育活動であるからといって、勝利を追求していけないわけでもない。我々は、今一度学校運動部活動の位置付けを紐解き、今後あるべき姿について提案する資料としたい。

引用・参考文献

- 1) アメリカ教育使節団 (1966) 第一次米国教育使節団報告書, 現代教育科学 99(2), 明治図書.
- 2) 朝日新聞社 (2016) 中学校の部活動, 連載記事.
- 3) 草深直臣 (1996) 体育・スポーツの戦後改革に関する「第一次米国教育使節団報告書」の作成過程, 体育学研究 41, 59-67.
- 4) 草深直臣 (1986) 体育・スポーツの戦後改革, スポーツの自由と現代下巻.
- 5) 後藤健生 (2013) 国立競技場の100年——明治神宮外苑から見る日本の近代スポーツ——, ミネルヴァ書房.
- 6) 神谷拓 (2009) 戦後わが国における「教育的運動部活動」論に関する研究, 筑波大学人間総合科学研究科学校教育専攻学校教育学研究紀要 2, 221-226.

- 7) 岸野雄三, 竹之下休蔵 (1983) 近代日本学校体育史, 日本図書センター.
- 8) 国立教育政策研究所 (2014) 教員環境の国際比較, OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013 年調査結果報告書, 明石書店.
- 9) 久保正秋 (1997) わが国の「学校教育における運動部活動」の二重構造に関する研究, 東海大学紀要, 体育学部 26, 1-13.
- 10) 黒田英典 (1980) 前田多門の教育施策と『米国教育使節団報告書』, 流通経済大学論集 15(1), 54-71.
- 11) 権学俊 (2006) 国民体育大会の研究 — ナショナリズムとスポーツ・イベント —, 青木書店.
- 12) 森川貞夫 (1973) 大日本体育協会「組織改造問題」の一考察, 日本体育大学紀要 3, 11-24.
- 13) 松田裕雄, 吉岡利貢, 河村レイ子, 金谷麻理子 (2015) 日本における大学体育発祥の背景と理念に関する調査報告 — GHQ の戦後教育改革に着目して —, 科学研究費基盤研究(A) 知の競争時代における大学体育カリキュラム再構築に関する実践的研究 G1 調査報告.
- 14) 永谷稔 (2016) 明治期における学校運動部活動の創成 — 高等師範学校と嘉納治五郎を中心に —, 北海学園大学大学院経営学研究科研究論集 14, 49-56.
- 15) 中野晃一 (2013) 戦後日本の国家保守主義 内務・自治官僚の軌跡, 岩波書店.
- 16) 中澤篤史 (2011) 学校運動部活動の戦後史 (上): 実態と政策の変遷, 一橋社会科学 3, 25-46.
- 17) 中澤篤史 (2011) 学校運動部活動の戦後史 (下): 議論の変遷および実態・政策・議論の関係, 一橋社会科学 3, 47-73.
- 18) 仁木幸男, 森部英生 (2006) 戦後の中学校部活動史, 群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編 55, 215-241.
- 19) 仁木幸男 (2007) 新制中学校における主として運動部活動の創成 — 中学校の部活動におけるいくつかの特質の形成, 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 15, 71-81.
- 20) 仁木幸男 (2010) 中学校の部活動の教育的効果に関する研究, 早稲田大学大学院教育学研究科, 博士学位審査論文.
- 21) 武藤八恵子 (1993) 公立高等学校における別学校成立と家庭科の関連, 日本家庭科教育学会誌 36(2), 49-55.
- 22) 大谷武一 (1946) スポーツの民主化, 『新体育 16(4)』, 新体育社.
- 23) 尾崎ムゲン (1999) 日本の教育改革, 中公新書.
- 24) 坂上康博 (1998) 権力装置としてのスポーツ, 講談社.
- 25) 関春南 (1970), 戦後日本のスポーツ政策, 経済学研究 14, 一橋大学, 125-228.
- 26) 関春南 (1997) 戦後日本のスポーツ政策 — その構図と展開, 大修館書店.
- 27) 関朋昭 (2015) スポーツと勝利至上主義 — 日本の学校のスポーツのルーツ —, ナカニシヤ出版.
- 28) 内海和雄 (1993) 戦後スポーツ体制の確立, 不味堂.
- 29) 高嶋航 (2012) 帝国日本とスポーツ, 塙書房.
- 30) 内海和雄 (1996) スポーツ部活行政の現状と課題, 一橋論叢 116(2), 287-309.
- 31) 内海和雄 (1998) 部活動改革 — 生徒主体への道 —, 不味堂.
- 32) 梅本大介 (2011) 内務省による教育行政の主導と「教育権の独立」 — 田中耕太郎による戦後教育行政改革構想への視点を中心に, 早稲田大学教育学会紀要, 56-63.
- 33) 梅本大介 (2013) 敗戦前における内務省による教育行政に対する関与 — 文部省による「教育権の独立論」の淵源 —, 早稲田大学大学院教育学紀要 20-2, 141-151.
- 34) 梅垣明美 (1997) 運動部の活動, 中村敏雄編「戦後体育実践論一卷」, 創文企画.
- 35) 渡辺誠三 (1997) 「中等教育における部活動の成立と位置づけ — 明治 20 年代を中心として —」, 小樽女子短期大学研究紀要 26, 137.
- 36) 渡辺誠三 (2000) 中等学校の部活動に関する研究 — 第 2 次世界大戦終了直後における部活動の復活を中心として —, 小樽女子短期大学研究紀要 29, 101-103.